

FAQ よくあるご質問と回答 (中小企業海外展開支援事業～案件化調査～)

項目	No	Q	A
本事業全般について			
全体	1	JICAまたはその他の公的機関の中小企業支援制度と重複して応募可能か？	応募可能ですが、目的によって制度は異なりますので、事業内容に適した制度への応募をご検討ください。また、すでに他機関の支援を得ている場合は、業務従事者の従事期間・内容が本事業と重複していないことを確認させて頂く場合があります。
全体	2	中小企業連携促進基礎調査、民間技術普及促進事業、普及・実証事業と案件化調査の違いは何か？	中小企業連携促進基礎調査は、途上国へ直接進出し現地の社会経済開発に貢献する海外事業の展開に向けた基礎情報収集を支援するものです。 民間技術普及促進事業は、日本の民間企業の製品・技術やノウハウに対する途上国政府関係者の理解を促すもので、技術移転に重きを置いています。また、事業提案者は中小企業に限りません。 普及・実証事業は、途上国の社会経済の課題解決に有効と考えられる中小企業の技術・製品の現地適合性を高めるための実証活動を通じ普及を図るものです。 案件化調査は、中小企業の製品・技術を途上国の開発へ活用する可能性を検討するものです。
全体	3	「試用」「紹介」「実証」「パイロット調査」の違いは何か？	試用とは、製品・技術をユーザーまたはその候補者に試してもらうことを指します。 紹介とは、製品・技術をユーザーまたはその候補者に説明・紹介すること（セミナー開催等）を指します。 実証とは、現地で製品・技術を設置・稼働させて主に技術面を検証することを指します。 パイロット調査とは、実事業化へのステップとして小規模なレベルでの試験的操作を行うことを指します。 案件化調査の主目的は「試用」「紹介」ですが、実証活動の実施を妨げるものではありません。
全体	4	報告書について、過去の（案件化調査の）報告書は閲覧可能か。	以下のページからご確認いただけます。 http://www.jica.go.jp/sme_support/case/index.html また、他のODA事業における報告書もJICA図書館等で閲覧可能です。
資格要件・提案要件			
金額	5	見積金額の総額が限度額(3,000万円または5,000万円)を超えた場合は、審査の対象外となるか？	対象外となります。消費税を含め1件あたり3,000万円または5,000万円を提案上限金額としています。
金額	6	上限額3,000万円と5,000万円の違いは何か？	原則として3,000万円が上限となります。機材の別送を必要とし、対象国における製品の活用可能性を検討する試用を行う場合は5,000万円を上限とすることが可能です。
提案者	7	本事業は技術を提案する中小企業と開発コンサルタントの共同企業体（JV）による応募は認められるか？	認められません。 原則として契約先は中小企業1社あるいは中小企業同士の共同企業体を想定しています。事業提案者（中小企業）以外が事業に関わる場合は、募集要項に定義する外部人材活用という形で関わって頂くことになります。
提案者	8	経営状況の厳しい中小企業でも、受注可能か？	提案事業の内容に加え、安定的な事業実施体制の観点から、最近の企業としての業績等も勘案して選考します。
提案者	9	これまで1年以上の活動実績があったが、業態を再編したため登記して1年を経ていないが、参加資格は付与されないのか？	登記簿上の会社成立年月日が平成25年12月4日以降の企業は参加できません。
提案者	10	提案製品の販売実績が無くても、応募は可能か？	可能ですが、審査の過程において、国内もしくは海外での販売実績がある方が、案件化調査及び事業実施後のビジネス展開における成功の可能性がより高いと評価される可能性が高くなります。
提案者	11	信用調査の実施について、どのような意図で実施するのか？	本事業は公費による事業ですので、募集要項21ページにあるとおり基礎的な信用能力等の確認のために必要に応じ外部の調査機関に審査を依頼し調査させていただきます。
提案者	12	中小企業団体のうち、なぜ5団体のみが対象となったのか？	案件化調査、普及・実証事業の主旨に照らし、共済や金融といった事業を行っている団体（信用協同組合）や、個別の中小企業を構成員としない団体（協同組合連合会、商工組合連合会）、法人格を持たない任意グループ（有限責任事業組合）は対象としないこととしたためです。
提案者	13	提案者が中小企業団体の場合、その構成員に中小企業団体の構成員の大企業が含まれてもよいのか？	構いません。ただし、提案の調査や事業を行う際の業務主任者は、中小企業団体を構成する何れかの中小企業の役員、又は社員である必要があります。
提案者	14	中小企業団体に対し、設立年数で応募制限を設けているのはなぜか？	中小企業についても応募締め切り時点で同様の制限を設けているためです。
提案者	15	仮採択・契約後、中小企業団体の構成員の変更があった場合は、どのように取り扱われるのか？	中小企業団体の構成員に変更があった場合は、業務従事者の所属企業が新たに団体の構成員になった場合や団体を脱退する場合に限りJICAにご連絡ください。

提案者	16	仮採択・契約後に、中小企業団体が解散する場合は、どのように取り扱われるのか？	原則として仮採択取り消し、又は、契約の解除、事業費の返納等を求めます。ただし、業務主任者の所属先である企業が独自に事業を継続することを希望する場合には、継続（契約先の変更）を検討します。この際、他の中企業と共同企業体を構成して継続することも可とします。 あるいは、当該団体が解散後に中小企業あるいは他の中小企業団体となる場合は、案件化調査の対象とする中小企業あるいは中小企業団体の定義に合致する場合において、契約先を変更することで事業を継続することを検討します。
提案者	17	仮採択・契約後に、募集要項に定められている参加要件資格を満たさなくなる場合は、どのように取り扱われるのか？	原則として契約前においては仮採択の取り消し、契約中においては契約の辞退、事業費の返納等を求めることがありますので、調査実施期間中にこれら要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本事業への参加をご遠慮願います。
提案者	18	団体の信用能力等はどのように確認するのか？	個別企業同様に信用調査会社による調査を行います。
提案内容	19	提案事業で扱う製品に他社や大企業の製品・技術等が含まれていてもよいか？	提案企業のノウハウ等により大企業や他社の製品・技術等を活用する提案であっても、事業実施国政府関係機関のニーズに合致するのであれば提案可能とします。
重複応募	20	同一回の公示における、複数国への類似案件の同時応募は可能か？	不可能です。案件化調査を複数国で同時応募することはできません。複数の応募が認められた場合には、全提案が審査対象外となりますので、ご注意願います。
重複応募	21	複数国を対象国として応募することは可能か？	原則として1か国を対象国として選定ください。複数国を対象国とする場合は、理由を企画書内に記載ください。
重複応募	22	既に普及・実証事業を実施中だが、案件化調査に応募することは可能か？	可能です。

提出書類・企画書等			
企画書	23	企画書にて、フォーマット以外で必要と判断される資料（地図、写真等）を提出した場合は、どのように取り扱われるか？	審査の公平を期すため、審査委員には企画書及び別添1～4のみを配布し、その他の資料は配布しません。 地図、写真等の提示が必要な場合は、企画書本文の制限内で記載いただく必要があります。
企画書	24	地元経済・地域活性化への貢献とはどのようなものか？企業本社所在地の地方が対象となるのか？ また、今回の提案事業の後のビジネス活動も含めた貢献を記載することは可能か？	必ずしも企業の所在地に關係なく、提案事業を実施した際に想定される日本における貢献（提案企業の雇用創出/新規事業開拓、事業提案者が属する産業集積（クラスター）の活性化、地方自治体との連携強化等につながるか）を記載願います。 例えば、本社とは異なる地方にある都道府県の工場等で提案製品・技術を生産することにより、雇用増大や対象地域の経済振興の活性化につながるといったことも記載頂いて結構です。 また、提案事業の後に展開するビジネス活動もその旨明記して含めていただいて結構です。
提出書類	25	会社設立後2年を経ていないため、財務諸表が2年分提出できないが、1年分の提出で差し支えないか。	過去1年の財務諸表に加えて、監査人等の承認を得ていないものでも結構ですので、現時点での財務諸表を作成の上、提出願います。
提出書類	26	今回の案件化調査（ならびに普及・実証事業）において必要な資格の種類は、全省庁統一資格であれ、JICA用の資格審査申請であれ「役務の提供等」ということによかったでしょうか。	全省庁統一資格、JICA用の資格審査申請とともに、資格の種類及び等級は問いません。
提出書類	27	共同企業体を結成する場合、代表会社のみが関心表明書を提出すればよいのか。それとも構成会社すべてが連名もしくは個別に表明書を提出すべきなのか。	構成会社全てについて連名でご提出ください。その際、「提案予定の事業の概要」にて、共同企業体での提案を予定している旨と共同企業体の構成会社全社の名前を記載ください。

調査実施国・調査実施国政府関係機関関連			
調査実施国政府関係機関	28	調査実施国の相手側機関は政府系機関でなく民間企業でもよいのか？	公的機関（中央・地方政府、当該国の法令に基づき設置された公社・特殊会社・学校・医療機関等）を原則としますが、農協や商工会等の業界団体、公共性のあるサービスや研究を実施している民間団体についても、対象となり得ます。

調査内容（分野、調査期間・実施体制・人材配置等）			
分野	29	調査対象分野の原則となっている9分野に入らない分野での提案は出来るか？	応募を妨げるものではありませんが、審査に当たっては調査実施国の開発課題との整合性を重視します。企画書等の区分は「その他」を選択してください。
業務従事者	30	仮採択から契約交渉の期間の間、あるいは事業実施中に業務従事者を変えることはできるのか？	業務従事者の変更はやむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員としていただくことで、変更可能です。但し、業務主任者とチーフアドバイザーは、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、原則として交代は認められません。
業務従事者	31	コンサルタント業務も行っている中小企業なので、外部人材を活用せず、単独で応募する予定だが、他案件でコンサルタントが支援するような現地調査支援や報告書作成業務にかかる人員の費用は外部人材活用費として計上可能か？	事業提案者及び関連会社（親会社又は子会社等）の社員を外部人材として計上することはできません。
業務従事者 (外部人材)	32	提案内容の中心の製品は、A社の製品となる。この場合、A社社員は外部人材として参画させることは可能か。	提案内容に企業A社の製品が含まれている場合、A社に所属する人材は外部人材としては参画は出来ません。
業務従事者 (外部人材)	33	A社、B社、C社で出資した中小企業X社が事業提案者となる場合、A社の人材の人事費は計上可能か？	A社の人材がX社の役員・社員である場合、または、A社がX社と親子会社等の関連法人と認められる場合は、A社人材の人事費は計上できません。関連法人か否かは、支配関係等を基に個別に判断します。
業務従事者 (外部人材)	34	弊社の顧問の弁護士等を外部人材として活用することは可能か？	貴社における事業全般に関して携わっておられる弁護士にその業務の一環として本調査についてもアドバイスを受ける場合、企業の一般業務と切り離しが困難なため外部人材には該当しません。 ただし、本調査と他の業務との切り分けが明確にできるようであれば、弁護士や公認会計士、中小企業診断士、商工会の経営指導員等を外部人材として活用可能です。
業務従事者 (外部人材)	35	コンサルタント等の外部人材を活用したいと思いますが、JICA殿にてご紹介いただけますか？	「中小企業とコンサルタント等マッチング窓口」をご活用ください。 http://www.consul-matching.org/
業務従事者 (外部人材)	36	外部人材の活用において、コンサルティング会社の活用は必須か？活用しない場合、企業のみで応募する際の留意点は何か。	外部人材（コンサルタント）の活用は必須ではありません。調査を実施するに当たって、外部（コンサルタント）の知見を必要とする場合に参画いただくことも可能です。企業のみで応募する際は、企画書作成にあたり記載すべき事項がもれなく記載できているか等をご注意ください。
現地法人	37	提案調査実施中に現地法人を設立することは可能か？	調査実施中の現地法人の設立は妨げません。
現地法人	38	応募の時点で現地法人を有している必要があるか？	ご提案時に現地法人を有している必要はありませんが、国によっては、試験的なビジネス活動に現地民間法人としての登記が必須である場合があるため、事前に確認願います。
本邦受入	39	本邦受入活動費は、現地への技術移転を検討する現地民間企業の人材は受入対象となるか？	本邦受入活動の対象は、原則、調査対象国政府関係機関の人材です。 民間企業所属の人材については、JICAにてその必要性、受入れる人材・人数の妥当性が確認された上で、調査対象国政府関係機関からの了解を前提に、受入れ可能です。
本邦受入	40	本邦受入活動として受け入れる人数に上限はあるのか？また、経費対象となる費用は何か？	上限は特に設けておりませんが、受け入れる人材、人数が妥当なのか分かるよう企画書に記載願います。経費対象は航空賃及び本邦受入活動業務費になります。 また、受入の3か月前までに内容について先方機関の理解を得た上で、所定の手続きにより本邦受入活動参加候補者を先方機関が選出する必要があります。
本邦受入	41	本邦受入を実施する際に、応募時にすでに受け入れ先等を詳細に決定する必要があるか？	必要ありませんが、受入の3か月前までに内容について先方機関の理解を得た上で、所定の手続きにより本邦受入活動参加候補者を先方機関が選出する必要があります。
本邦受入	42	相手国政府関係者以外に公社や企業の関係者を招へいすることは可能か？その場合の宿泊費や航空賃は経費に含めることができるか？	招へい対象者は基本的に公的機関の関係者となります。民間企業の関係者も必要性を説明いただければ、事業実施国政府関係機関からの了解を前提に可能です。ただし、その場合も本邦宿泊費、移動費は提案企業側の負担となります。

業務従事者	43	主たる提案者である中小企業に所属する業務従事者的人件費を計上することは可能か？	不可能です。 直接人件費を計上できるのは、募集要項に定義する外部人材にあたる業務従事者のみとなります。
製品	44	調査で現地に輸送した機材を調査終了後調査地に残しておくことは可能か？	輸送した機材は調査後本邦に持ち帰ることが原則となります。
製品	45	案件化調査で機材のデモを行なった場合に、その機材の所有権はどこになりますか？	機材費に関しては提案法人様の負担ですので、第三者に譲渡しない限り所有権は提案法人様となります。
医療行為	46	医療行為は、検温、血圧測定等一般的に軽微な医療行為を除き、JICA事業として実施しないこととなっているが、提案製品が医療機材の場合で、本機材の有効性を確認するため、同機材を活用して現地のカウンターパート（医療行為有資格者）が医療行為を行うことは可能か？	治験・臨床試験に関わるもの除いて可能ですが、医療行為実施前に医療行為により損害が発生した場合の責任の所在をカウンターパート機関と文書で合意形成することを求める場合があります。

契約・支払関連			
契約交渉	47	契約書は事業計画を基に、交渉により決定するのか？	契約書本文は募集時に配布したものを使用しますが、契約書の附属書II「特記仕様書」については企画書の内容等を基に契約交渉で記載内容を協議させて頂きます。なお、提案金額が調査内容と比較し、妥当性があることも契約交渉で確認させて頂きます。

経理関連（予算・見積り等）			
見積り	48	国内では調達が不可で、海外でのみ調達可能なものの見積はどのように扱うべきか？	企画書提出までに見積書を取得していただくのが望ましいですが、困難な場合には概算額で計上してください。契約交渉中に、現地から見積書を取得してください。
見積り	49	関税の正確な金額がわからない場合、見積書にはいくらと記入するべきか？	先方政府HPや輸送会社等から情報を入手し概算額を記載してください。また、関税だけでなく、付加価値税等必要な税金も計上してください。
見積り	50	現地の日系企業や現地コンサルタントを活用する予定である。この場合、①外部人材（直接人件費）なのか、②現地傭人費なのか、若しくは③現地再委託費になるのか？	ご想定の活用を契約にどのように入れ込んで頂くのが適当であるかは、ご提案事業内容や関係性等にて契約交渉等で確認させて頂くこととなります。一般的には、以下が相違点となりますので、適切と思われる経費で計上ください。 ①外部人材は提案企業の持たない技術・知見を有する人材が本事業に不可欠である際に対象となります。なお、本邦で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材として含めることはできません。 ②現地傭人費は通訳や機材操作技術者、事務作業スタッフ等を現地で業務の実施を支援する専任の人員が対象となります。 ③外部リソースに委託することが必要かつ適当な業務であり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務、例としては測量、図面作成、水質検査等が想定されます。
見積り	51	企画書提出時の見積り金額の総額を上限として契約交渉が行われますが、費用項目の見積り金額の上限も企画書提出時の金額となるのでしょうか（最新見積り取得により金額変更があった場合に、総額を超過しなければ項目間の調整が可能でしょうか）。	企画書提出時の見積り金額の総額を上限とするのみで、費用項目ごとの見積り金額の上限はありません。総額を超過しなければ費用項目間の調整が可能ですが、企画書提出時よりも大幅に変更する場合には契約交渉時に理由をご説明いただきます。
予算	52	契約額に対する直接経費割合の上限などはあるか？	割合についての制限は設けていません。提案内容や対象国によって構成比は変わると想定され、調査の目的と合致した積算となっているか否かについては、審査の段階で確認します。なお、本調査は、提案企業が自ら行う調査に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは性格が異なるため、提案企業の技術に対する相手国政府関係者による理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、上限金額の範囲でバランスよく計上されていることが望まれます。
計上可否	53	現地での接待交際費は経費として認められるか？	認められません。尚、国によっては、公務員等を接待すると、法律で罰せられる場合もあり得ますので、注意が必要です。また、日本の不正競争防止法においても、外国公務員等に対する利益の供与は幅広く処罰の対象となり得ます。
計上可否	54	通訳に係る費用は計上可能か？	「現地傭人費」として認められます。
計上可否	55	機材の据付に係る経費は計上可能か。	機材据付に係る経費は計上できません。
計上可否	56	事業費として計上できない項目（管理費で対応すべき項目）にはどういったものがあるか。	以下については、原則として管理費にて対応ください。なお、これら以外でも管理費にて対応頂く場合もあります。 ・事業提案者（中小企業）の直接人件費 ・機材据付に係る経費 ・事業対象地（事業サイト）でセミナー・セレモニー開催時の会場費 ・資機材の稼働に必要な電気・水道料金等 ・JICAに提出する報告書等の印刷・製本費